

# 準中型免許の受験について



秋田県警察本部運転免許センター

◎ 平成29年3月12日から、四輪自動車の免許区分（第一種）が下記のとおりとなります。

普通免許

準中型免許

中型免許

大型免許

◎ 準中型免許で運転できる自動車は、下記のとおりとなります。

準中型免許	車両総重量	最大積載量	乗車定員
	3.5t以上7.5t未満	2t以上4.5t未満	10人以下

準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得できます。

準中型免許は、平成29年3月13日（月）から受験できます。

◇ 準中型免許の受験要領は、下記のとおりとなります。

◎ 指定自動車教習所を卒業した方

○ 学科試験を受ける方 → [準中型免許①](#) へ  
(普通免許等なしで初めて準中型免許を受ける方)

○ 学科試験及び技能試験免除の方 → [準中型免許②](#) へ  
(普通免許、二輪免許等を所持し、準中型免許を追加する方)

◎ 運転免許センターで直接受験する方（準中型仮免許からの受験となります。）

○ 準中型仮免許試験を受ける方 → [準中型仮免許](#) へ

○ 準中型免許試験を受ける方 → [準中型免許\(一般\)](#) へ

◎ 準中型免許の「5t限定」等を解除する方 → [技能審査・限定解除](#) へ

(指定自動車教習所を卒業した方及び運転免許センターで直接受験する方両方について記載してあります。)

# 準中型免許 ①

## 指定自動車教習所を卒業して、学科試験を受ける方

受験資格等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 18歳以上の方</li> <li>◎ 指定自動車教習所発行の卒業証明書をお持ちの方</li> <li>※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。</li> </ul> <p>(注) 新たに運転免許を取得しようとする方で、過去に運転免許の取消処分を受けた方、拒否又は6か月を超える運転禁止処分を受けた方、運転免許が失効したため運転免許の取消処分を受けなかった方等は、受験前1年以内に取消処分者講習を受けていないと受験できません。</p> <p>※ 取消処分者講習については、運転免許センター講習係（018-823-7740）へお問合せください。</p>
場 所	秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター
受付時間	月曜日～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。） 午前8時30分～午前9時30分（午後の受付は、ありません。）
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転免許申請書（免許センターにあります。）</li> <li>○ 質問票（免許センターにあります。）</li> <li>※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。</li> <li>○ 受験票（免許センターにあります。）</li> <li>○ 申請用写真 1枚（縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可）</li> <li>○ 卒業証明書（技能検定に合格した日から1年以内のもの）</li> <li>※ 1年を経過した場合は、無効となります。</li> <li>○ 仮免許証 仮免許の有効期限（6か月間）が切れている場合は、本籍（国籍）の記載された住民票及び本人確認のための書類が必要となります。 （本人確認のための書類：健康保険の被保険者証、マイナンバーカード、官公庁が交付した免許証、許可証、資格証、旅券等）</li> <li>※ 有効な仮免許証をお持ちの方は、住民票等の提出は不要です。</li> <li>○ 運転免許証（原付免許又は小特免許をお持ちの方）</li> <li>○ 取消処分者講習終了証明書（過去に運転免許の取消処分又は拒否処分等を受けた方）</li> </ul>
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。</li> <li>○ 筆記用具は、免許センターで準備したものを使用します。（持参する必要はありません。）</li> <li>○ 仮免許証及び現有の運転免許証（原付免許又は小特免許をお持ちの方）は、新しい運転免許証と引替えとなりますので、忘れずに持参してください。</li> <li>○ 必要書類等の提出がない場合は、申請を受理することができません。</li> </ul>

区 分	準中型免許
受験手数料	1,600円
交付手数料	2,050円
計	3,650円

お問合せは

018-862-7570

運転免許センター試験係まで

## 準中型免許 ②

### 指定自動車教習所を卒業して、学科・技能試験免除の方

受験資格等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 18歳以上の方</li> <li>◎ 普通免許、二輪免許等をお持ちの方 (原付免許又は小特免許のみ所持している方を除きます。)</li> <li>◎ 指定自動車教習所発行の卒業証明書をお持ちの方 ※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。</li> </ul>
場 所	秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター
受付時間	月曜日～金曜日(祝日及び年末年始の休日を除く。) 午前8時30分～午前9時30分(午後の受付は、ありません。)
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転免許申請書(免許センターにあります。)</li> <li>○ 質問票(免許センターにあります。)</li> <li>※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。</li> <li>○ 受験票(免許センターにあります。)</li> <li>○ 申請用写真 1枚(縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可)</li> <li>○ 卒業証明書(技能検定に合格した日から1年以内のもの) ※ 1年を経過した場合は、無効となります。</li> <li>○ 仮免許証</li> <li>○ 運転免許証</li> </ul>
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。</li> <li>○ 仮免許証及び現有の運転免許証は、新しい運転免許証と引替えとなりますので、忘れずに持参してください。</li> <li>○ 必要書類等の提出がない場合は、申請を受理することができません。</li> </ul>

区 分	準中型免許
受験手数料	1, 600円
交付手数料	2, 050円
計	3, 650円

お問合せは

**018-862-7570**

運転免許センター試験係まで

## 準中型仮免許

### 免許センターで直接、学科・技能試験を受ける方

受験資格等	◎ 18歳以上の方 ※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。
場 所	秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター
受付時間	月曜日～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。） 午前8時30分～午前9時30分（午後の受付は、ありません。）
必要書類等	○ 運転免許申請書（免許センターにあります。） ○ 質問票（免許センターにあります。） ※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。 ○ 受験票（免許センターにあります。） ○ 申請用写真 2枚（縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可） ○ 本籍（国籍）の記載された住民票 ○ 本人確認のための書類（健康保険の被保険者証、マイナンバーカード、官公庁が交付した免許証、許可証、資格証、旅券等） ○ 運転免許証（原付免許又は小特免許をお持ちの方） ※ 運転免許証のある方は、住民票及び本人確認のための書類の提出は不要です。
注 意 事 項	○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。 ○ 筆記用具は、免許センターで準備したものを使用します。（持参する必要はありません。） ○ 学科試験合格後、午後から技能試験（場内）を行います。 ※ 学科試験のみの受験はできません。 ○ 準中型仮免許を受験する方で、普通免許、大特免許又は二輪免許をお持ちの方は、技能試験のみの受験となりますが、準中型仮免許の技能試験は予約制となっています。 ※ 予約受付 月～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。） 午前8時30分～午後4時 免許センター50番窓口まで運転免許証を持参の上、来庁してください。（電話予約不可。） ○ 必要書類等の提出がない場合は、申請を受理することができません。

区 分	準中型免許
受験手数料	2, 8 5 0 円
車両使用料	1, 5 5 0 円
交付手数料	1, 1 0 0 円
計	5, 5 0 0 円

◎ 降雪等の状況により、技能試験の開始が遅れたり、中止になることがあります。

お問合せは      0 1 8 - 8 6 2 - 7 5 7 0

運転免許センター試験係まで

## 準中型免許（一般）

### 免許センターで直接、学科・技能試験を受ける方

受験資格等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 18歳以上の方</li> <li>◎ 仮免許証を所持し、過去3か月以内に5日間以上路上練習した方</li> <li>※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。</li> </ul> <p style="font-size: small; color: red;">（注）新たに運転免許を取得しようとする方で、過去に運転免許の取消処分を受けた方、拒否又は6か月を超える運転禁止処分を受けた方、運転免許が失効したため運転免許の取消処分を受けなかった方等は、受験前1年以内に取消処分者講習を受けていないと受験できません。 ※ 取消処分者講習については、運転免許センター講習係（018-823-7740）へお問合せください。</p>
場 所	秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター
受付時間	月曜日～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。） 午前8時30分～午前9時30分（午後の受付は、ありません。）
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転免許申請書（免許センターにあります。）</li> <li>○ 質問票（免許センターにあります。）</li> <li>※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。</li> <li>○ 受験票（免許センターにあります。）</li> <li>○ 申請用写真 2枚（縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可）</li> <li>○ 路上練習申告書（過去3か月以内に5日間以上練習したもの）</li> <li>○ 仮免許証</li> <li>○ 運転免許証（原付免許又は小特免許をお持ちの方）</li> <li>○ 取消処分者講習終了証明書（過去に運転免許の取消処分又は拒否処分等を受けた方）</li> </ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。</li> <li>○ 筆記用具は、免許センターで準備したものを使用します。（持参する必要はありません。）</li> <li>○ 仮免許証の有効期限（6か月間）が切れている場合は、仮免許から受験し直しとなります。</li> <li>○ 学科試験合格後、午後から技能試験（路上）を行います。 ※ 学科試験のみの受験はできません。</li> <li>○ 技能試験合格後、指定自動車教習所において、準中型車講習、普通車講習及び応急救護講習の受講が必要となります。（講習受講後、免許証の交付を受けるため、もう一度来庁していただく必要があります。）</li> <li>○ 必要書類等の提出がない場合は、申請を受理することができません。</li> </ul>

区 分	準中型免許
受験手数料	4,400円
車両使用料	2,650円
交付手数料	2,050円
計	9,100円

- 準中型免許を受験する方で、普通免許、大特免許又は二輪免許をお持ちの方は、技能試験のみの受験となりますが、準中型免許の技能試験は予約制となっています。
- ※ 予約受付 月～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。）  
午前8時30分～午後4時 免許センター50番窓口まで運転免許証を持参の上、来庁してください。（電話予約不可。）

お問合せは 018-862-7570  
運転免許センター試験係まで

## 技能審査・限定解除

受験資格等	◎ 現に運転免許を所持している方が、免許条件（限定）の解除又は条件を変更をする場合 ※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。  (例)・準中型免許（5 t 限定）の限定解除 ・準中型免許（5 t 限定）のA T限定解除 等	
場 所	秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター	
受付時間	月曜日～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。） 午前8時30分～午前9時30分（午後の受付は、ありません。）	
必要書類等	◎ 指定自動車教習所卒業の方  ○ 限定解除審査申請書 （免許センターにあります。） ○ 技能審査合格証明書 （修了検定に合格した日から3か月以内のもの） ○ 運転免許証 ※ 写真は不要です。	◎ 免許センターで直接受験の方  ○ 限定解除審査証明書 （免許センターにあります。） ○ 運転免許証  ※ 写真は不要です。
審査手数料	1, 4 5 0 円	1, 4 5 0 円
車両使用料	<del>1, 4 5 0 円</del>	1, 5 5 0 円
計	1, 4 5 0 円	3, 0 0 0 円
注 意 事 項	○ 指定自動車教習所発行の技能審査合格証明書は、修了検定に合格した日から3か月以内のものに限ります。 なお、3か月を経過した場合は、無効となります。 ○ 免許センターで直接受験の方は、技能審査のみの受験となりますが、準中型免許の技能審査は予約制となっています。 ※ 予約受付 月～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。） 午前8時30分～午後4時 免許センター50番窓口まで運転免許証を持参の上、来庁してください。（電話予約不可。） ○ 必要書類等の提出がない場合は、申請を受理することができません。	
参 考 事 項	○ 現有の運転免許証裏面に免許条件（限定）の解除内容又は変更内容を記載して交付します。 ※ 新たに運転免許証は作成しません。	

- ・ 降雪等の状況により、技能試験の開始が遅れたり、中止になることがあります。

お問合せは      0 1 8 - 8 6 2 - 7 5 7 0      運転免許センター試験係まで